第３章　地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託・再委託について

１　委託・再委託について

法第１１５条の２３第３項の規定により、地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務の一部を委託・再委託することができます。

委託とは、介護予防支援において、地域包括支援センターが業務の一部を居宅介護支援事業所に実施を委ねることであり、再委託とは、介護予防ケアマネジメント(注)において、地域包括支援センターが業務の一部を居宅介護支援事業所に実施を委ねることを言います。

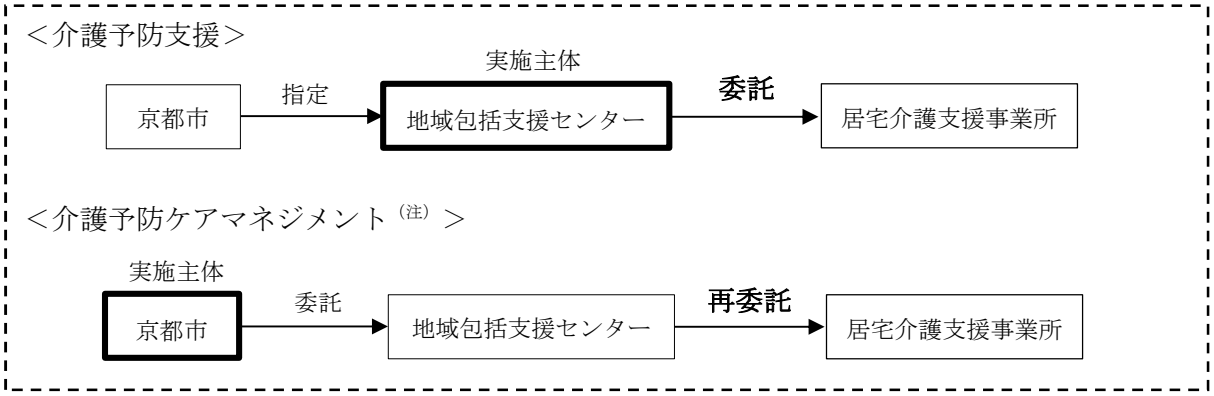

（１）委託・再委託できる業務

委託・再委託できる業務の一部については、以下のようなものが想定されます。

①アセスメントの実施
②ケアプラン原案の作成
③サービス担当者会議の開催
④要支援者等に対するケアプラン原案の説明・同意
⑤要支援者等及びサービス担当者に対するケアプランの交付
⑥モニタリングの実施
⑦ケアプランに係る効果の評価
⑧保険給付等に係る給付管理業務
⑨要支援者等及びサービス担当者等との連絡調整
⑩その他、実施に関して地域包括支援センターが定める事項

（２）委託・再委託の要件

業務を委託・再委託できる指定居宅介護支援事業者の要件として、中立性・公正性が担保され、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務を円滑に遂行できる能力のある事業者であることが必要です。

（３）委託・再委託に関する手続き

①地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業者との委託にあたる事前協議
②地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業者による委託契約締結
③地域包括支援センターから京都市へ届出

2　委託・再委託の流れ

委託・再委託の流れについては、次のフロー図を御参照ください。

介護予防ケアマネジメント委託の流れ

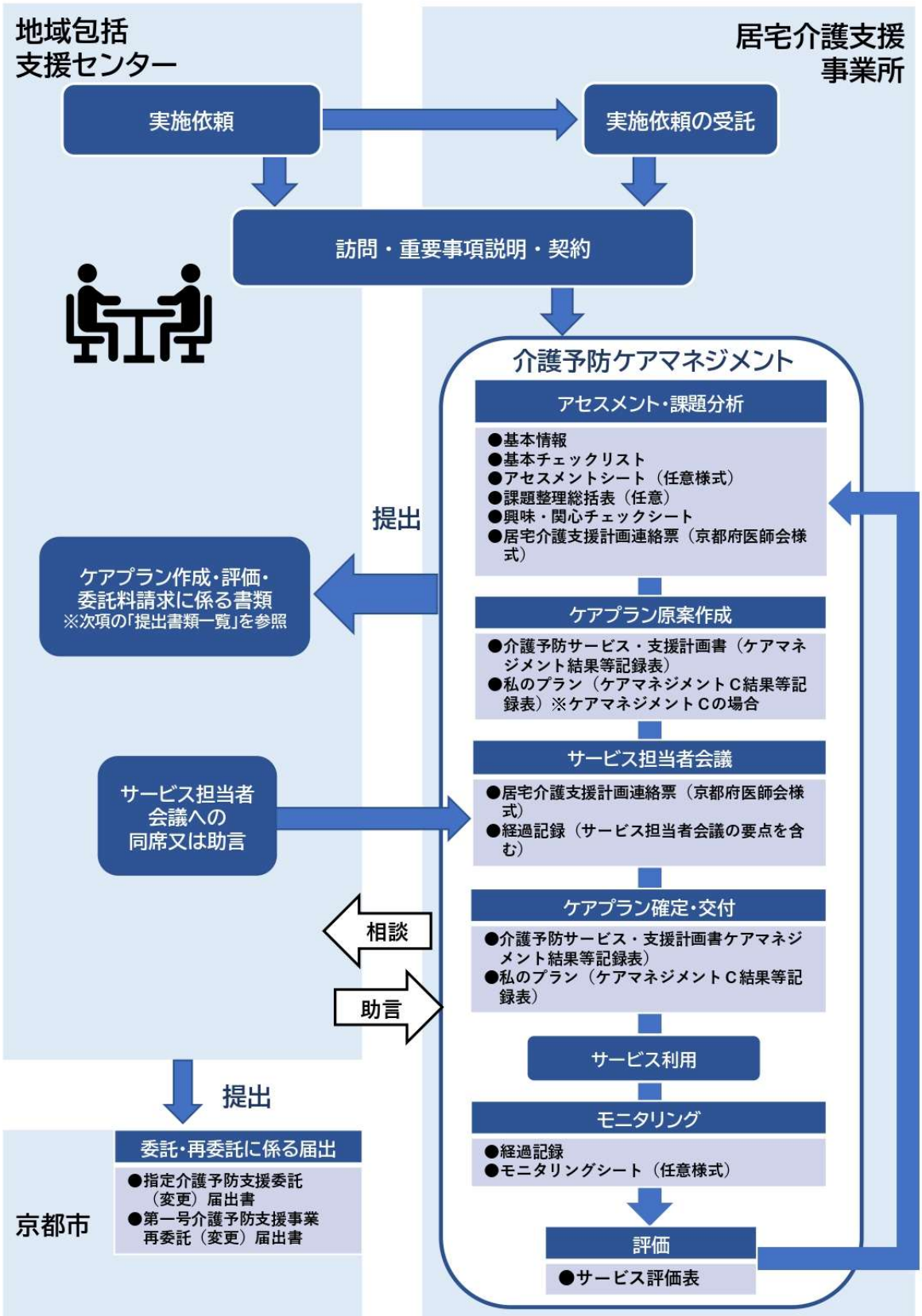

３　提出書類一覧

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを受託した居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへの提出書類は以下のとおりです。

項目	提出時期	提出書類 (※)
サービス計画原案に関するもの	サービス担当者会議まで（が望ましい）	・利用者基本情報 ・介護予防サービス・支援計画書
評価に関するもの	評価月の月末まで	・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント評価表
委託請求に関するもの	請求月の５日必着	・利用状況の分かる書類（介護予防サービス利用状況報告書（京都府独自様式）等） ・委託料請求書（任意様式）

※記載以外の書類について、各地域包括支援センターが別途提出を求める場合があります。

※提出書類の様式については、巻末の様式集に掲載しています。

４　委託・再委託料について

本市から地域包括支援センターに支払う基本報酬単価は、以下の表のとおりです。

地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者へ支払われる委託・再委託料については、指定居宅介護支援事業者への委託範囲を勘案し、業務量に見合った適切な額を、地域包括支援センターが、指定居宅介護支援事業者との契約において設定します。

１件あたりの報酬（１単位当たり１０．７円）【令和６年４月１日施行】

	介護予防支援 （委託）	ケアマネジメントＡ （再委託）	ケアマネジメントＣ （再委託）
指定介護予防支援の指定を受けていない居宅介護支援事業所	４４２／月 （介護予防支援費（Ⅰ））	４４２／月 （介護予防ケアマネジメント（Ⅰ））	４４２／月 （介護予防ケアマネジメント（Ⅰ））
指定介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所		４７２／月【新規】 （介護予防支援費（Ⅱ））	４７２／月【新規】 （介護予防支援費（Ⅱ））

※委託についての質問は下記のＱＲコードからアクセスできますので、ご参照ください。

指定介護予防支援の対象拡大に関するＱ＆Ａ
（https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000325313.html）